

男女賃金差異の公表

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づき、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は、令和4年(2022)7月8日から男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となりました。

三徳会における男女の賃金の差異の割合は以下のとおりとなります。

※「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の3つの区分で、男女別の平均年間賃金と男性の平均年間賃金に対する女性の平均年間賃金の割合（令和6年度分で算出）

区分	令和6年度
全労働者	73.6%
正職員	92.8%
非常勤	96.2%